

令和5年度
雲仙市地域おこし協力隊（まちなみ活性コーディネーター）
募集要項

雲仙市は、長崎県の南部、島原半島の北西部に、雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や、普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然を有し、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園、及び島原半島県立公園に指定されている自然豊かな地域です。

主な活動場所となる雲仙市国見町神代地区は、藩政時代に佐賀藩の飛び地であった歴史を有する雰囲気ある武家町と、大正、昭和時代の名残を持つ商家町を有するエリアです。

武家町のエリアは、神代鍋島氏の領主館であった鍋島邸を中心として江戸時代の区割りが残る伝統的なまちなみ景観を今日に伝えているとして国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。また、保存地区と川を隔てた町場の川西、川東地区には白壁やなまこ壁の商家跡が残されています。

このような歴史的景観を有する地域において活動していただく方を募集します。

新たな視点や発想により、古民家など地域の持つ歴史的資源の潜在能力を生かして地域活性化に取り組む意欲ある人材のご応募をお待ちしています。

1 募集人員

地域おこし協力隊（まちなみ活性コーディネーター） 1名

2 応募条件 以下のすべての項目に該当する方

- (1) 申し込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等（※1）から雲仙市内に生活の拠点を移し、住民票を移動できる方
- (2) 令和5年4月1日現在において、年齢が18歳以上の方
- (3) 普通自動車免許を有している方
- (4) Word、Excel、インターネットなど基本的なパソコン操作ができる方
- (5) 地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- (6) 都市部とは異なる地域特有の人との関わりや出会いに関心がある方。
- (7) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (8) 市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 空き家の再生、リノベーションに興味、関心がある方。

3 勤務地・活動地域

- (1) 勤務地：雲仙市観光物産課（長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地）
- (2) 活動地域：主に雲仙市国見町神代小路地区及び川西、川東地区

○神代小路地区

神代鍋島氏の領主館である鍋島邸を核とした武家町。国の伝統的建造物群保存地区に選定され、建物等の景観整備が進められていますが、居住者の高齢化と空き家対策が喫緊の課題となっています。

○神代川西、川東地区

有明海に通じる神代港に面し、かつては神代鍋島領の蔵が設置されるなど有明海の海上交通を生かし栄えてきました地区です。明治維新後は、養蚕業が普及し、大正時代には製糸工場が建設され地区には劇場もありました。昭和後期以降は郊外店の出店等の社会環境の変化もあり、空き地や空き店舗が増えています。

4 主な活動内容

地域のまちづくり団体と連携し、地域の歴史的資産、人、歴史、文化、食材等を活用した以下の取り組みにより地域再生を目指します。

- (1) 空き家や空き店舗の情報収集と活用のための企画立案等
所有者の意向把握、活用希望者とのマッチング など
- (2) 空き家や空き店舗の活用検討及び活用実践
空き家再生、リフォーム、チャレンジショップの取り組み など
- (3) まちづくり団体の活動支援やネットワーク構築
まちなみ保存や地域活性化に取り組んでいる団体の活動支援
まちづくりに関心のある人材の発掘やネットワークづくり など
- (4) 各種イベントの企画運営
既存イベントの運営支援、ブラッシュアップ
新規イベントの企画 など
- (5) 地域資源の発掘、魅力創出、情報発信
地域資源、物件情報、活動状況、などの情報発信
地域のモノ・コト・ヒトと連携した催しや商品の企画 など

5 地域のまちづくり団体

当該地域には、下記のまちづくり関係団体が活動しており、地域おこし協力隊員と一緒にあったまちづくりが期待されます。

- (1) 神代文殊会
川西、川東地域の商工業者有志で結成。空き家活用による地域活性化に取り組んでいます。
- (2) 神代鍋島塾
小路地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことをきっかけに結成され、国見地区の商工業者、農業、林業、公務員など多彩なメンバ

一で構成されています。

(3) NPO法人神代小路ネットワーク

令和2年3月に結成された新しい団体で、まちなみの保存、継承を目的に活動されています。

(4) コウジロコネクト

神代小路地区の古民家を拠点に、オカリナの演奏会や企画展を実施し、音楽によるまちづくりに取り組んでいます。

6 勤務時間

週37時間30分程度

勤務1日7時間30分（8時30分～17時00分）、月曜日から金曜日までの週5日勤務を基本とします。

活動内容によっては、夜間、土、日、祝日に勤務することもあるため、上記を超えない範囲で変更します。

7 雇用形態、任用期間

(1) 雲仙市会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用年月日は、令和5年5月頃を予定しており、具体的な日程は応募者と市が協議の上決定します。

(3) 任用期間は、1年を超えない範囲で市長が定め、3年を限度として延長することができるものとします。

(4) ただし、当該事業を実施しない場合、採用がないことがあります。

8 報酬等

月額179,225円

※別途通勤手当（距離による。）があります。

※期末手当支給有（任用期間が6か月以上の場合）

※その他、退職手当及びその他の支給はありません。

※雲仙市若者U・Iターン家賃補助金

補助要件（35歳以下）等が合致した場合には、家賃を24か月分（最大60万円）の支援を受けることができます。

詳しくは以下のURLをご確認下さい。

https://www.city.unzen.nagasaki.jp/ki_ji0031614/index.html

9 福利厚生等

(1) 社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

(2) 活動にかかる車両、燃料、パソコン等事務用品等の経費は、予算の範囲内で市が負担します。

- (3) 年次休暇等は市の規則を適用します。
- (4) 地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。公用車は私用では使えません。

10 応募手続

(1) 応募受付期限

令和5年4月14日（金）17時まで。

(2) 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、住民票を添付し、下記提出先まで郵送もしくは持参でご提出下さい。

なお、提出された書類は返却いたしません。

11 選考

(1) 第1次選考

書類選考を行い、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

1次選考の合格者を対象に、面接を雲仙市で実施します。

詳細は、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※第2次選考に要する旅費は個人負担です。

12 その他

引越費用（本市への転入・本市からの転出）は個人負担です。

また、住居について相談には応じますが、ご本人でご契約していただき、家賃は個人負担となります。

13 提出・問合せ先

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市 観光商工部 観光物産課 観光資源活用班

担当：竹中

TEL：0957-38-3111

FAX：0957-38-3205

E-Mail：suishin@city.unzen.lg.jp

※1 地域要件に関する確認については、お問合せいただくか、下記 URL 総務省地域おこし協力隊 HP「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参考にしてください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf